

令和元年流山市議会第1回臨時会議案

5月23日招集
流山市

目 次

- 3 0 専決処分の承認を求めることについて
（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 3 1 専決処分の承認を求めることについて
（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 2 専決処分の承認を求めることについて
（流山市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 3 3 副市長の選任について

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月23日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、平成31年度以後の市民税、固定資産税及び軽自動車税の賦課等について特に緊急を要したため、平成31年3月29日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「前年中に次に」を「前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に」に、「、金銭又は支出金を支出し、当該寄附金、金銭又は支出金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額」を「又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額」に、「第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した」に、「100分の6に相当する」を「控除すべき」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を加え、同号を同項第1号とし、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第33条の7第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第3条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第5条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事

等」という。)に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第5条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第5条の3第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第19項を同条第20項とし、同項の前に次の1項を加える。

19 法附則第15条第50項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第5条の4第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12

条第 19 項」に改める。

附則第 8 条の 2 第 3 項の表以外の部分中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項の表第 1 項中表以外の部分の項中「第 4 号」を「第 5 号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

附則第 11 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

附則第 11 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2

号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第11条第7項を同条第4項とする。

附則第11条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、
その旨

第35条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203

条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2の次に次の2条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第10条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第10条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第72条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第10条の2の3 県知事が軽自動車税の環境性能割を課さない軽自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第10条の3に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第10条の5の規定により読み替えられた第73条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当

該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第10条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第73条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第11条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

附則第11条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第11条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第75条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第77条及び第78条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第11条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度

分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第11条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 流山市税条例等の一部を改正する条例(平成28年流山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、流山市税条例附則第10条の2の次に5条を加える改正規定(同条例附則第10条の7第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第11条第1項の改正規定中「三輪以上」を「3輪以上」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上」を「法附則第30条に規定する3輪以上」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「を、」を削る。

第5条 流山市税条例等の一部改正する条例(平成30年流山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、流山市税条例第45条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難

であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中流山市税条例第33条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第5条、第5条の2及び第5条の3（同条第19項を第20項とし、同項の前に1項を加える改正規定に限る。）の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中流山市税条例第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第35条の3の2、第35条の3の3及び第35条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中流山市税条例第23条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第33条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

第 3 3 条の 7 第 1 項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項 第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 5 条の 2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金 （平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出した ものに限る。）
	送付	送付又は流山市税条例等の一部を改 正する条例（平成 3 1 年流山市条例 第 1 2 号）附則第 2 条第 4 項の規定 によりなお従前の例によることとさ れる同条例第 1 条の規定による改正 前の流山市税条例附則第 5 条第 3 項 の規定による同条第 1 項に規定する 申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の流山市税条例（次項及び第 3 項において「3 2 年新条例」という。）第 3 5 条の 2 第 6 項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成 3 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 3 1 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 3 2 年新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受

けるべき流山市税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 32年新条例第35条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例第23条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分（附則第5条の3第19項の規定を除く。）は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中固定資産税に関する部分（附則第5条の3第19項の規定に限る。）は、平成32年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の流山市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月23日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、平成31年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、平成31年3月29日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第17項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

第2条 流山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とし、附則第16項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項、第9項及び第11項」を「附則第9項、第10項及び第12項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とし、附則中第10項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第50項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第50項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条による改正後の流山市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第1項ただし書に規定する施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。
- 4 第2条による改正後の流山市都市計画税条例附則第19項の規定は、平成32年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月23日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日をもって施行されたことに伴い、平成31年度以後の年度分の介護保険料の賦課について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

流山市長 井 崎 義 治

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に改め、「23,400円」を「18,600円」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,600円」とあるのは、「26,900円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,600円」とあるのは、「42,700円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市介護保険条例第4条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料に適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 33 号

副市長の選任について

流山市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 石原 重雄
 - 2 住 所 野田市〇〇〇〇〇〇〇〇
 - 3 生年月日 昭和26年〇〇月〇〇日
- 令和元年5月23日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市副市長石原重雄氏の任期が令和元年6月15日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するに当たり議会の同意を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	石原 重雄
現 住 所	野田市〇〇〇〇〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和26年〇〇月〇〇日
経 歴	<p>昭.48. 3 東洋大学経済学部卒業</p> <p>昭.48. 4 } 共同印刷株式会社勤務</p> <p>昭.49. 3 }</p> <p>昭.49.10 流山市職員（一般職）</p> <p>平. 2. 7 } 市長公室秘書課長</p> <p>平. 3. 5 }</p> <p>平. 3. 5 } 水道局業務課長</p> <p>平. 4. 3 }</p> <p>平. 4. 4 } 市民生活部参事兼市民ふれあいセンター</p> <p>平. 5. 3 } 相馬ユートピア所長</p> <p>平. 5. 4 } 都市局建築緑地部公園緑地課長</p> <p>平. 9. 3 }</p> <p>平. 9. 4 } 保健福祉部厚生課保健福祉総合対策室長</p> <p>平.10. 3 }</p> <p>平.10. 4 } 介護保険準備室長兼任</p> <p>平.11. 6 }</p> <p>平.11. 7 } 保健福祉部介護支援課長</p> <p>平.14. 3 }</p> <p>平.14. 4 } 保健福祉部次長兼障害者支援課長</p> <p>平.15. 6 }</p> <p>平.15. 6 流山市職員（一般職）退職</p> <p>平.15. 6 } 流山市助役</p> <p>平.19. 3 }</p> <p>平.19. 4 流山市副市長</p> <p>現在に至る。</p>